

岩手県告示第 679 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人博理会坂井医院	岩手郡岩手町大字五日市第 10 地割 151 番地 1	平成 19 年 8 月 31 日
小野寺内科医院	二戸郡一戸町高善寺字野田 56 番地 19	平成 19 年 7 月 16 日